

山口県報

平成28年
7月5日
(火曜日)

目次

- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………一
- 職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………一
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)……………二
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………三
- 公共測量の実施の終了(監理課)……………四



(二七八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年八月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人全国晋作会連合会

代表者の氏名 藤原 弘毅
主たる事務所の所在地 萩市大字堀内三五五番地

(二七九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年八月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人長門市をつなぐ親の会
代表者の氏名 福田 修二
主たる事務所の所在地 長門市油谷新別名九六四番地

(二八〇) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)以下「法」という。(第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十八年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験を行う免許職種及び試験の方法
- (一) 免許職種
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種
- (二) 試験科目
学科試験のうちの指導方法
- 二 試験の日時
平成二十八年九月七日(水曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

- 三 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 四 受験資格
法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。
(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者
(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちに関連学科の免除を受けることができない者
- 五 受験申請書の受付期間
平成二十八年七月二十日(水曜日)から同年八月三日(水曜日)まで(郵送の場合
は、八月三日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験申請書等の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県商工労働部労働政策課
- 七 提出書類
(一) 受験申請書及び履歴書
(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)
(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面
- 八 受験手数料
三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、平成二十八年九月十六日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三―三三三四)にすること。

(二八) 家畜改良増殖法の規定に基づき種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十八年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三〇二二〇四〇	A B 五三四		その他	平成二二、 五、二七	宮城県級外	〃	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三〇二二〇四一	A B 一〇三		〃	平成二五、 二、〃	〃	〃	〃
三〇二二〇四二	A B 一〇六		〃	五、一四	〃	〃	〃
三〇二二〇四五	A B 一〇七		〃	〃 一六	〃	〃	〃
三〇二二〇四三	A B 一〇八		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇四四	A B 一〇九		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇四五	A B 一一〇		〃	六、一七	〃	〃	〃
三〇二二〇四六	A B 一一一		〃	〃 二一	〃	〃	〃
三〇二二〇四七	A B 一一二		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇四八	A B 一一三		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇四九	A B 一一四		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇五〇	A B 一一五		〃	平成二六、 八、一五	〃	〃	〃
三〇二二〇五一	A B 一一六		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇五二	A B 一一七		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇五三	A B 一一八		〃	平成二七、 七、三〇	〃	〃	〃
三〇二二〇五四	A B 一一九		〃	〃 〃	〃	〃	〃
三〇二二〇五五	A B 一二〇		〃	〃 〃	〃	〃	〃

平成二十八年七月五日印刷
平成二十八年七月五日発行

発行人所

山口県知事

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域
山口市徳地三谷
- 三 作業の期間
平成二十八年一月二十二日から同年二月二十二日まで

山口県知事 村岡 嗣 政

（二八三）公共測量の実施の終了
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

種番証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
二一三五四九 二四九八一 （全和黒一五〇九八）	関平福	黒毛和種	平成二五 一、二五 二、二八	山口県一級		美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター
三二五〇四〇 一〇〇〇一	A B 六〇二	その他	平成二六 三、一八	宮城県級外		岩手県滝沢市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三二五〇四〇 一〇〇一〇	A B 六二二	〃	一、二五	〃		〃
三二五〇四〇 一〇〇二二	C 一三三二	〃	三、一八	〃		〃